

契約規則第52条の2による公表調書

教育部 生涯学習課

1 発注見通し

購入物品名（業務名）	豊橋市大清水まなび交流館運営サポート業務
契約内容	別紙 仕様書のとおり
発注予定時期	令和7年4月

2 契約締結前公表

契約内容	豊橋市大清水まなび交流館の運営補助スタッフとして、職員の指示に従い、館運営のサポートを行う。
決定方法	随意契約
選定基準	市内に拠点を有する、シルバー人材センター連合若しくはシルバー人材センター若しくはこれらに準ずるものとして総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものであること
申請方法	申請書の提出

3 契約締結後公表

契約者の名称	公益社団法人 愛知県シルバー人材センター
選定理由	別紙 随意契約理由書のとおり
契約日（契約期間）	令和7年4月1日～令和8年3月31日
契約金額	金 984,891 円

仕 様 書

1 業務名

豊橋市大清水まなび交流館運営サポート業務

2 業務実施日

令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 業務内容等

(1) 派遣先事項

名称	豊橋市教育委員会
所在地	豊橋市今橋町1番地
派遣先責任者	生涯学習課長 多米田 悟司
指揮命令者	生涯学習課 南稜生涯学習センター センター長 木和田 治伸
苦情の申出を受ける者	生涯学習課 主査 朝倉 裕詞

(2) 派遣元事項

派遣元事業主	公益社団法人 愛知県シルバー人材センター連合会
実施事業所	公益社団法人 愛知県シルバー人材センター連合会 豊橋市事務所
実施事業所所在地	豊橋市牟呂町字東里 42-2 豊橋市牟呂高齢者活動センター内
派遣元責任者	事務所長 小澤 節子
苦情の申出を受ける者	事務所長 小澤 節子

(3) 業務内容

豊橋市大清水まなび交流館の運営補助スタッフとして、職員の指示に従い、館運営のサポートを行う。

4 勤務条件及び就業場所

(1) 就業日

令和7年4月1日から令和8年3月31日のうち月曜日、年末年始を除く日

(2) 就業時間

午後7時00分から午後9時15分

(3) 就業場所

豊橋市大清水まなび交流館

5 派遣人員

各日1名

6 派遣料金の支払い

毎月の実績に応じて支払う

7 派遣料金の算出

派遣料金は、見積書記載の時間単価に実績を乗じ、これに消費税を乗じて算出する。

8 安全及び衛生

派遣元事業者及び豊橋市は、労働安全衛生法その他関係法令の定めに従い適切な措置をするものとする。

9 派遣労働者からの苦情処理

派遣元事業者または豊橋市において派遣労働者から苦情の申出を受けた時は、ただちに各々の責任者に連絡し、その責任者が中心となって、誠意をもって遅滞なく、その苦情の適切かつ迅速な処理をはかり、その結果については必ず派遣労働者に通知する。ただし、自らその解決が容易であり、即時に処理した苦情は除く。

10 派遣先の規律、秩序の維持

派遣元事業者は派遣先において派遣労働者が指揮命令に忠実に従い、職場の規律、秩序及び施設管理上の諸規則、作業心得並びに次項に定める守秘義務等を遵守し、業務への専念義務、信用失墜行為の禁止、就業上の諸規則などに違反しないよう教育・指導等適切な措置を講じること。これらに違反した場合、派遣元事業者は連携してその責務を負わなければならない。

11 秘密保持義務の遵守

(1) 個人情報保護の取扱等

この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 派遣元事業者の秘密保持義務

派遣元事業者は、派遣労働者が派遣業務の遂行に際して知り得た豊橋市の業務上の秘密、個人情報、取引先の情報その他本業務の遂行にあたって知り得た

情報を第三者に漏らし、複製し、目的外に使用し、または持ち出さないようにするため、派遣労働者に対して情報の秘密保持義務を遵守させる措置を講じなければならない。なお、派遣期間終了後においても同様とする。

(3) 損害賠償

派遣労働者が(2)に違反することによって、豊橋市が損害を受けた場合、派遣元事業者がその損害を補償しなければならない。

12 派遣労働者の継続性の確保

(1) 派遣労働者の病気、事故等により欠員が生じる場合は、派遣元事業者は責任をもって代替要員を確保すること。代替えについては、速やかに豊橋市へ通知するとともに、後任の派遣労働者に事務引継ぎを行い、以後の業務に支障がないよう措置を講ずること。代替要員については、代替前の派遣労働者と同等の要件を満たすものであること。ただし、豊橋市が代替の派遣労働者の派遣を必要としないと判断した場合には、この限りではない。

(2) 派遣元事業者の都合により派遣労働者の交代をする場合は、確実な事務引継ぎを行い、交代した以降の業務に支障がないよう措置を講ずること。

13 労働派遣者の連絡体制の構築

欠勤等の伝達と連絡が即応できるよう、派遣元事業者は、派遣労働者と連絡体制を構築していること。

14 派遣労働者の不正等の対応

派遣労働者に次の事項に該当する行為があった場合、豊橋市は当該派遣労働者の打ち切りについて、派遣元事業者に要請するものとし、派遣元事業者は派遣労働者の交代を含めた適切な措置を講じなければならない。

- (1) 派遣労働者が、正当な理由なく業務を著しく遅滞させ、また業務に着手しないとき。
- (2) 派遣労働者が、正当な理由なく豊橋市の指示に従わないとき。
- (3) 派遣労働者の作業状況が、著しく誠意を欠くものと認められるとき。
- (4) 派遣労働者に、守秘義務違反に該当する事実があったとき。
- (5) その他、派遣労働者が就業条件に違反し、改善の見込みがないとき。

15 その他

本仕様書記載内容に関して生じた疑義事項については、豊橋市と派遣元事業者において、別途協議のうえ対応を決定すること。

一者随意契約理由書

豊橋市大清水まなび交流館運営サポート業務については、高齢者にとって適度な日常業務であり、高齢者の雇用を確保する観点から、高齢者の福祉の増進を目的に設立された公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会豊橋市事務所等に当該業務の運営を依頼することは公益性があり、またその設立の趣旨にも合致するものであるので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約とするものである。